

2022年ITU理事会の結果

総務省 国際戦略課 ながや 長屋 よしあき 嘉明



1. はじめに

2022年3月21日から31日にかけてITU理事会がITU本部で開催された。ITU理事会は全権委員会議（4年に1回開催。ITUの最高意思決定機関。以下、PP。）の会期の間のITUをめぐる環境変化に対応するため、活動の進捗や効率的な運営に係る状況の評価や広範な国際電気通信に係る諸課題について検討することなどを任務として毎年開催されるものである。2020年初頭の新型コロナウイルス世界的感染拡大の影響によりITUではオンラインによる会議開催を余儀なくされていたが、理事会はITU条約第51号^{*1}において、ITU本部で開催するとされており、2020年及び2021年はバーチャル非公式会合（Virtual Council Consultation）としてオンラインで開催、必要な決定はコレスポネンス（回章）により行われていた。そのため理事会そのものが開催されるのは2019年以来である。併せて、意思決定には参加できないもののリモート参加も認められている。

2022年次ITU理事会は、ITU加盟国（193か国）のうち理事国である48か国（うち47か国が物理参加）及び59か国のオブザーバー等がリモート参加を含め約650名が参加し、ITUの重要課題について審議が行われた。本理事会は2022年9月から開催されるPP-22前の理事会であるため、PP-22での主要議題の1つである次会期（2024-2027）の戦略計画案、ITU全体での4年間の活動報告、国際電気通信規則専門家グループ（EG-ITRs）の最終報告書等について審議が行われた。

今次理事会の議長は、2021年までの理事会で副議長を務めたUAEのMr. Saif BIN GHELAITA、副議長はパラグアイのMr. César MARTINEZが務め、Standing Committee on Administration and Managementの議長は昨年までと同じくナイジェリアのMs. Stella EREBOR、同副議長はスイス（Mr. Dirk-Olivier VON DER EMDEN）及びインド（Ms. Aprajita SHARRMA）が務めた。

2. 主な結果概要

2.1 ウクライナ支援決議

2022年3月2日に国連総会で決議された「ウクライナへの侵攻」（A/RES/ES-11/1）を受け、戦争により破壊されたウクライナの電気通信設備の復興を支援するため、ITU事務総局長及び3局長に対し、ITUのリソースを動員し、ウクライナの現状及びニーズをPP-22及び今後の理事会に報告することを指示する理事会決議案「Implementation of UNGA Resolution from 2 March 2022 on “Aggression against Ukraine”」が、日本を含む38か国（最終的に45か国、うち17理事国に増加）から提案された。

本提案が理事会への提案締切りを過ぎてから提出されたことから、初日（2022年3月21日）のプレナリ会合では今理事会で本提案を取り上げるかが議論となり、提案国が提案の緊急性から取り上げることを主張する一方、ロシアは提案国以外が十分に検討する時間がないことからPP-22で議論すべきと主張した。最終的にロシアが内容の議論を行うことに合意したことから、2日目（2022年3月22日）のプレナリ会合で議論を行うこととなった。

2日目のプレナリにおいて、フランスが提案国を代表して文書を紹介、非公式のコンサルテーションを行い、文書の調整を行うことを提案し、合意。4日目（2022年3月24日）のプレナリ会合でコンサルテーションの結果を報告することとなった。

4日目のプレナリ会合において、主にアフリカ諸国からの提案を受け、タイトルをPP決議34^{*2}に合わせた「Assistance and support to Ukraine for rebuilding their telecommunication sector」と修正した提案をフランスが提案国を代表して報告した。ロシアは更なる議論が必要として、結論を翌週まで延期すること、ロシアの国名を決議本文から削除することを主張した。一方、日本を含む提案国や決議を支持する国が決議の緊急性から修正なしの文書を本日も

*1 21) The Council shall hold an ordinary session annually at the seat of the Union.

*2 PP Resolution 34 (Rev. Dubai, 2018) Assistance and support to countries in special need for rebuilding their telecommunication sector

意することを主張した。各国からの発言を受け、理事会議長が提案された決議の採択を宣言したタイミングでロシアが動議 (Pont of Order) *3を行い、継続議論を主張し秘密投票を求めた。理事会で秘密投票を行うには3か国の賛成が必要*4だが、秘密投票を支持する国はなく、挙手形式 (白地に赤のパドルを挙げる)での投票*5が行われることとなった。

投票の結果は以下のとおりとなり、支持多数により決議案が採択された。

議長を支持 (決議案の採択) 28

反対 0

棄権 11

ITU事務局によると理事会での投票行為は2003年以来のことである*6。

2.2 次会期 (2024-2027年) の戦略計画案

戦略計画案は、次会期 (2024-2027年) におけるITU全体の目標や活動方針等を定めたものであり、同計画に従ってITUの予算・人材が配分される。今理事会では、これま

でのパブコメや各国寄書、当該理事会に先立ち2022年3月20日に開催された戦略計画作業部会での議論を踏まえた案が報告された。次期戦略計画案の構造は以下のとおり。

上記Thematic Priorityのうち、Cybersecurityを単独とするか、分野横断的であることからInfrastructure & servicesの一部とするかで、意見が分かれており、PP-22において解決を目指すこととなった。

2.3 次会期 (2024-2027年) の財政計画案

次会期におけるITUの活動に係る予算枠組みを定めるとともに、分担金1単位当たりの額を今会期同様318,000スイスフラン) に暫定的に定める。2022-2023年の2か年予算をベースに算出した収入見込みは639,847,000スイスフランであり、うち4分の3がITUメンバーの分担金負担となっている。分担金単位が2006年から変更がなく、ジュネーブの物価指数は5.3%上昇している中、事務局において支出削減の努力を続けた結果、支出見込みも同額であり、収支均衡の予算枠組みとなっている。また、現時点で財務的裏



図1. 戦略計画案フレームワーク

*3 General Rules of Conferences, Assemblies and Meetings of the Union 第96号

1) During debates, any delegation may, when it thinks fit, submit a motion of order or raise a point of order, which shall at once be settled by the chairman in accordance with these Rules of Procedure. Any delegation may appeal against the chairman's ruling, which shall however stand unless a majority of the delegations present and voting are against it.

*4 Rules of Procedure of the Council 第134号

c) At the request of a councillor entitled to vote, supported by at least two other councillors entitled to vote, voting shall be by secret ballot. The necessary steps shall then be taken to ensure the secrecy of the vote.

*5 Rules of Procedure of the Council 第132号

3. a) Voting shall normally take place by a show of hands.

*6 Summary record of the thirteenth Plenary Meeting of ITU Council 2003

<https://www.itu.int/md/S03-CL-C-0095/en>



付けがないものの義務的活動がリストされ、追加予算が特定された際に実施することが盛り込まれた。

当該財政計画案をPP-22で議論し、最終決定する。

2.4 ITU本部ビル建て替えプロジェクト

事務局より進捗について説明があった。2021年12月に建築許可を取得、現在建築工事を請け負う事業者の選定作業中であり、2023年半ばより着工する予定。移行期間中はITU職員の60%のスペースを確保し、テレワーク等を併用することで十分なスペースを確保できることが確認された。

事務局より、本部移行中の会議開催をホストする国の募集があった。

2.5 国際電気通信規則専門家グループ (EG-ITRs) 最終報告書

PP-18においてITRの包括的なレビューを実施するための専門家グループ (EG-ITRs) を再度開催する決議が採択された。2019年理事会以降、ではEG-ITRsにおいて条文ごとにその適用可能性や柔軟性に関する検討を行ってきた。最終報告書案は、これまでの議論を反映し、すべての条文について見直し「必要」「不要」「条文自体が不要」の3論を併記したものとなっている。

複数の国から統一されたITRを目指して次会期もレビューを続けるよう報告書に追記が求められたが、PP-22で検討すべきとして、3論を併記した報告書案をPP-22に提出することに合意した。

2.6 GCA活用ガイドライン案

2007年に作成されたサイバーセキュリティにおける国際協力枠組みであるGlobal Cybersecurity Agenda (GCA) の活用を促進するため、2019年理事会において事務総局長に対してガイドライン作成の指示が行われた。2021年VCCでガイドライン案の議論が行われたものの、継続審議となり理事国との更なる協議が行われていた。今理事会において、アドホック会合を開催し未合意部分の修正を行い、ガイドラインを承認した。

2.7 ジェンダー中立性

国連事務総長からの広報に従い、職員規則の配偶者の項を「husband and wife」から「spouses or domestic partners」に置き換える提案があったが、複数の国から、domestic partnersの定義が不明瞭であるとの反対があり、事務局からは各国の法規に従うとの再説明があったが、合意できず、今後の理事会で再検討することとなった。

併せて、カナダ及びオーストラリアから、議長の呼称を「Chairman」から「Chair」へ、副議長の呼称を「Vice-

Chairman」から「Vice-Chair」へ変更する提案があったが、ロシア語等特定の言語では変更がないなどの理由から反対する理事国が多く、引き続き議論することとなった。

2.8 オンライン会合のガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大により緊急措置として開催されてきたオンライン会合について、カナダ、オーストラリア及び中国から開催に関するガイドラインを作成するよう提案。日本からTSAG Ad hoc group on Management and Governance of e-meetingsにおける活動を紹介しつつ各局との調整の必要性を指摘。またWTSA-20では本議論がPP-22に先送りになったことが指摘され、今理事会で決定を行わずPP-22で継続議論することとなった。

3. 今後の予定

2022年5月9日～12日：APT PP-22準備会合第三回（東京）

2022年6月6日～16日：WTDC-21（ルワンダ・キガリ）

2022年8月1日～5日：APT PP-22準備会合第四回（タイ・バンコク）

2022年9月24日：理事会（ルーマニア・ブカレスト）

2022年9月26日～10月14日：PP-22（ルーマニア・ブカレスト）



■ 図2. ウクライナ支援決議の投票時の様子（支持する国が挙手中）



■ 図3. 日本から寄贈した桜が満開